

# 事業概要

令和 8 年度



大分県食肉衛生検査所

# 目 次

## I 食肉衛生検査所の概要

1	沿 革	1
2	組 織	3
3	職 員	3
4	業 務	4
5	事務分掌	4
6	勤務時間	4
7	施 設	5
8	と畜検査手数料・証明料収入（令和7年度）	6

## II 検査事業の概要

1	と畜検査頭数	7
2	検査結果に基づく行政措置	8
3	精密検査の状況	9
4	牛海綿状脳症（BSE）検査の状況	10
5	講習会実施状況	10
6	令和7年度「と畜検査データ等の有効利用」の概要	11
7	食肉等の輸出状況	11
8	アメリカ合衆国向け輸出食肉認定に対する取組	13

## III 研修・調査・研究

1	職員研修等の状況	15
2	令和7年度における研究発表	15

## IV 参考資料

1	県内のと畜場	17
2	株式会社 大分県畜産公社の概要	18
3	大分県内家畜飼養戸数及び飼養頭数の推移	19

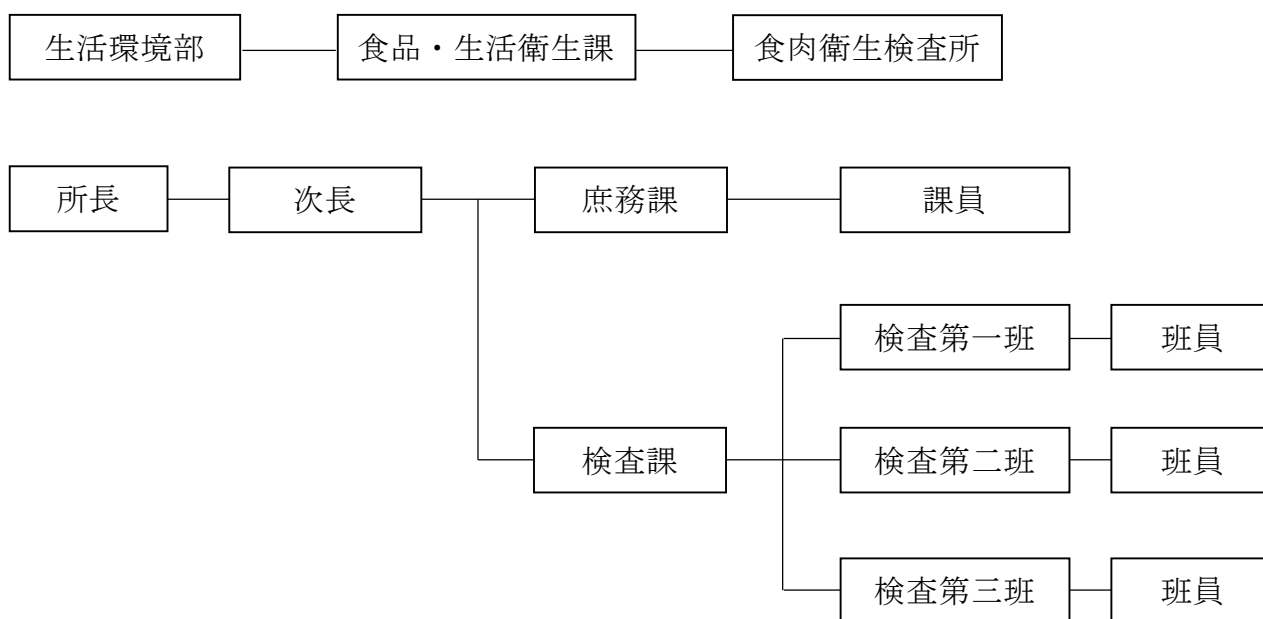
# I 食肉衛生検査所の概要

## 1 沿革

- 昭和 44. 3 県議会において食肉衛生センター構想を提起  
45. 5～7 と畜場統廃合方針策定  
46. 12 食肉センター建設推進委員会設置  
47. 2. 8 食肉センター建設推進委員会が建設事業実施の基本事項を決定  
49. 7. 8 食肉流通センター建設に伴う犬飼町地域開発対策班事務局設置  
50. 1. 24 造成工事着手  
12. 15 食肉流通センター建設事務局設置  
51. 5. 12 大分県食肉流通センターとして、一般と畜場の許可  
52. 2. 1 大分県畜産流通センター建設事務局に改組  
4. 1 大分県食肉衛生検査所開所、大分県畜産流通センター操業開始  
8. 16 大分県食肉衛生検査所建設工事着工  
53. 1. 12 // 完成  
3. 30 大分県畜産流通センター工事完成  
4. 1 大分県食肉衛生検査所開所、大分県畜産流通センター操業開始  
56. 5～9 多目的ホール等の増築  
59. 4. 1 大分県畜産流通センターが(株)大分県畜産公社に組織変更  
平成 5. 9～11 防水・外壁改修及び食鳥精密検査室設置  
12. 3. 31 (株)大分県畜産公社 大動物処理施設改善  
13. 10. 18 牛海綿状脳症(BSE)スクリーニング検査開始  
14. 3. 31 (株)大分県畜産公社 小動物処理施設改善  
16. 3. 23 BSE検査室設置  
11. 28 (株)大分県畜産公社 検査室設置  
23. 1～7 外壁改修及び空調設備改修  
24. 1. 31 (株)大分県畜産公社 ISO22000:2005 取得  
25. 2. 14 タイ向け輸出牛肉を取り扱うと畜場及び食肉処理場認定  
3. 27 マカオ向け輸出牛肉を取り扱うと畜場及び食肉処理場選定  
7. 1 BSE検査月齢引上げ(48月齢超)に伴いBSE全頭検査廃止  
26. 3. 27 ベトナム向け輸出食肉施設登録  
12. 16 (株)大分県畜産公社 新病畜棟着工  
27. 7. 21 (株)大分県畜産公社 新一般畜処理棟着工  
28. 7. 13 // 竣工  
サルモネラ検査室・洗濯室設置  
28. 8. 22 (株)大分県畜産公社 新一般畜処理棟稼動  
28. 10. 24 マカオ向け輸出牛肉取扱と畜場及び食肉処理場選定(新工場)  
28. 11. 1 タイ向け輸出牛肉取扱と畜場及び食肉処理場認定(新工場)  
29. 1. 4 ベトナム向け輸出食肉施設登録(新工場 以下同様)  
29. 1. 4 ミャンマー向け輸出牛肉を取り扱うと畜場及び食肉処理場認定  
29. 9. 22 台湾向け輸出牛肉を取扱と畜場及び食肉処理場認定

- 平成 31. 04. 05      アメリカ（※）、オーストラリア向け輸出牛肉及びカナダ、香港向け輸出食肉取扱と畜場及び食肉処理場認定  
※併せてニュージーランド向け輸出牛肉取扱と畜場及び食肉処理場の要件に適合
31. 9～R2. 2      食肉衛生検査所庁舎改修
- 令和 1. 10. 7      シンガポール向け輸出食肉取扱と畜場及び食肉処理場認定
2. 10. 15      フィリピン向け輸出牛肉取扱と畜場及び食肉処理場認定
5. 2. 13      (株)大分県畜産公社とと畜場開場時間等に関する覚書締結
5. 4. 1      と畜検査申請等の電子手続開始  
と畜検査業務に合わせた特別勤務形態を導入
6. 3. 6      メキシコ向け輸出牛肉取扱と畜場及び食肉処理場認定
7. 4. 7      EU向け輸出牛肉取扱と畜場及び食肉処理場認定

## 2 組 織



## 3 職 員

### (1) 職員の構成

令和8年4月1日現在

職名 \ 職種		事務	技術 (獣医師)	計	非常勤職員 (事務)	非常勤職員 (獣医師)	総計
現員	所 長	0	1	1	0	0	28
	次 長	1	0	1	0	0	
	参 事	0	1	1	0	0	
	庶務課	1	0	1	1	0	
	検査課	0	14	14	0	9	
	計	2	16	18	1	9	

### (2) と畜検査員配置状況 (計23人)

		課員		非常勤職員
所長	参事兼 検査課長	検査第一班	5	9
		検査第二班	4	
		検査第三班	5	

### 検査室配置状況 (再掲)

検査室	配置人員
微生物	4
病理・特定化学	4
理化学・BSE	4

## 4 業 務

- (1)と畜場法に基づき、食用に供する目的で搬入された獣畜について、生体検査、解体前及び解体後検査に加え、必要に応じ科学的な精密検査を実施する。
- (2)検査の結果、食用として不適と判断された場合、又はとさつ・解体によりウイルスを伝染させる恐れがあると認められた場合には、と畜場設置者等にとさつ・解体の禁止、廃棄等の必要な措置を講じさせること。
- (3)と畜場の清潔保持及びと畜業者等の講ずべき衛生措置の実施状況を検査し、その結果に基づき、と畜場設置者等に対し公衆衛生上の必要な措置を講ずるよう指導する。
- (4)と畜場の施設内において、食品衛生法に基づく監視指導及び収去を行い、その結果に基づき、と畜場設置者等に対し公衆衛生上の必要な措置を取るよう指導する。
- (5)農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律、各国向け輸出食肉の取扱要綱に基づき、と畜検査、検印の押印、食肉衛生証明書の発行を行い、認定施設の衛生管理の検証を行う。
- (6)食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、保健所が実施している食鳥検査に係る微生物学的検査等の精密検査を行う。
- (7)人と動物の共通感染症や獣畜の疾病等について調査、研究を行う。

## 5 事務分掌

(大分県地方機関事務分掌規程(抄))

第11条 食肉衛生検査所の各課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

課 名	事 務 分 掌
庶 務 課	<ol style="list-style-type: none"><li>1 公印の管守に関する事</li><li>2 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事</li><li>3 職員の身分及び服務に関する事</li><li>4 庁舎等の維持及び管理に関する事</li><li>5 予算の執行に関する事</li><li>6 現金、有価証券及び物品の出納命令に関する事</li><li>7 諸収入の徴収に関する事</li><li>8 県有財産の維持及び管理に関する事</li><li>9 その他他課の所掌に属さない事</li></ol>
検 査 課	<ol style="list-style-type: none"><li>1 獣畜のとさつ及び解体の検査並びに検印に関する事</li><li>2 獣畜(食鳥を含む。)のとさつ及び解体の検査に係る微生物学的、病理組織学的及び理化学的試験検査に関する事</li><li>3 と畜場に係る指導監督に関する事</li><li>4 人畜共通伝染病及び獣畜(食鳥を含む。)の異状疾病の調査等に関する事</li></ol>

## 6 勤務時間

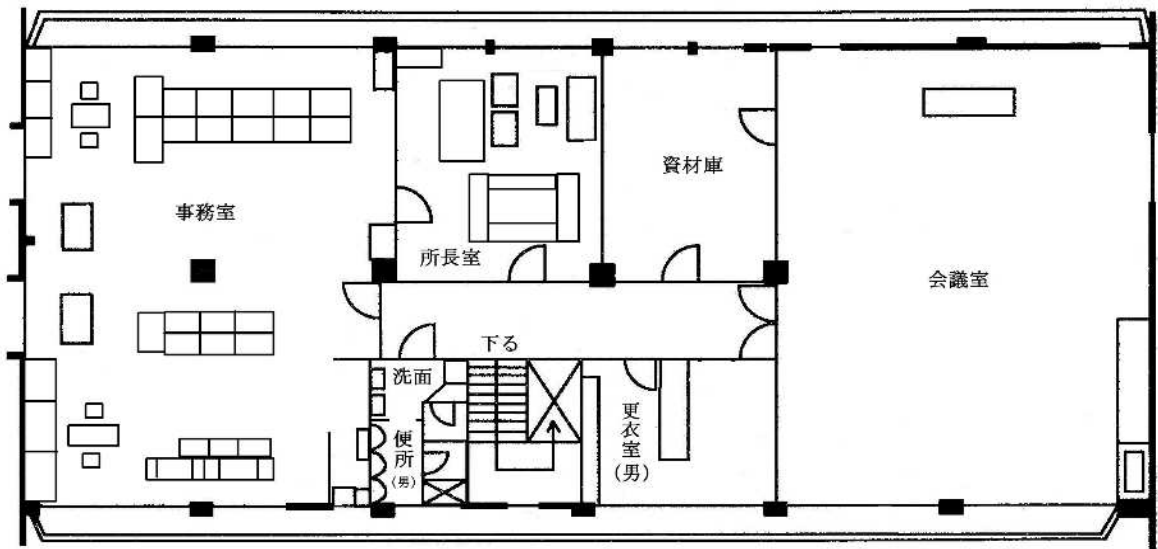
特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程に基づき、令和5年4月1日からと畜検査業務に合わせて通常の勤務形態8時30分～17時15分に加えて、特別勤務形態として①6時45分～15時30分、②7時30分～16時15分、③7時45分～16時30分の勤務形態を導入し、職員の健康維持を図っている。

7 施 設

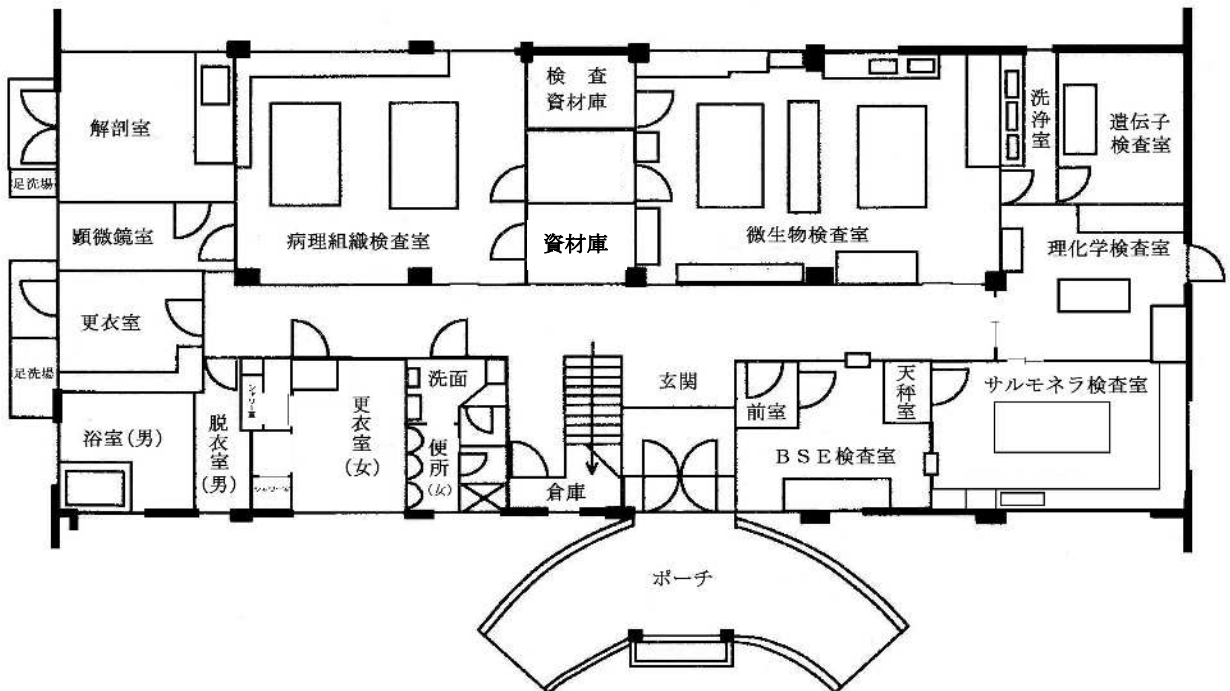
敷 地		3,463.66 m <sup>2</sup>
建 物 (本 館)	構 造	鉄筋コンクリート造り 2階建
	床 面 積	770.40 m <sup>2</sup>
付 属 建 物 (機 械 棟)	構 造	鉄骨造スレート葺 平屋建
	床 面 積	68.37 m <sup>2</sup>
延 べ 床 面 積		838.77 m <sup>2</sup>
建 設 費		150,006 千円

○検査所平面図

2階



1階



8 と畜検査手数料・証明料収入（令和7年度）

項 目		手数料（円）※	最終決算額	
			頭 数	金額（円）
牛	150kg 以上	650	6,279	4,081,350
	150kg 以上（時間外）	1,300	977	1,270,100
	150kg 未満	350	0	0
	150kg 未満（時間外）	700	0	0
馬	150kg 以上	650	0	0
	150kg 以上（時間外）	1,300	0	0
	150kg 未満	350	0	0
	150kg 未満（時間外）	700	0	0
豚	時間内	330	145,537	48,027,210
	時間外	660	3,853	2,542,980
めん羊 山羊	時間内	350	136	47,600
	時間外	700	1	700
と畜検査関係手数料 計			156,783	55,969,940
証明料	と畜証明料	400	258	103,200
	輸出衛生証明料	400	1,525	610,000
証明料 計			1,783	713,200
収 入 計			158,566	56,683,140

と畜検査手数料（平成18年4月1日改正）

証明料（証明書交付手数料のこと、平成8年4月1日改正）

※検査手数料、証明書交付手数料とも令和8年4月1日から一部の料金を改正

上掲の表は令和7年度実績のため旧料金

## II 検査事業の概要

### 1 と畜検査頭数

#### (1) 令和7年度総検査頭数

156,783頭で、前年度より691頭(0.4%)の減少。令和2年度と比較すると35,125頭(28.9%)の増加となる。

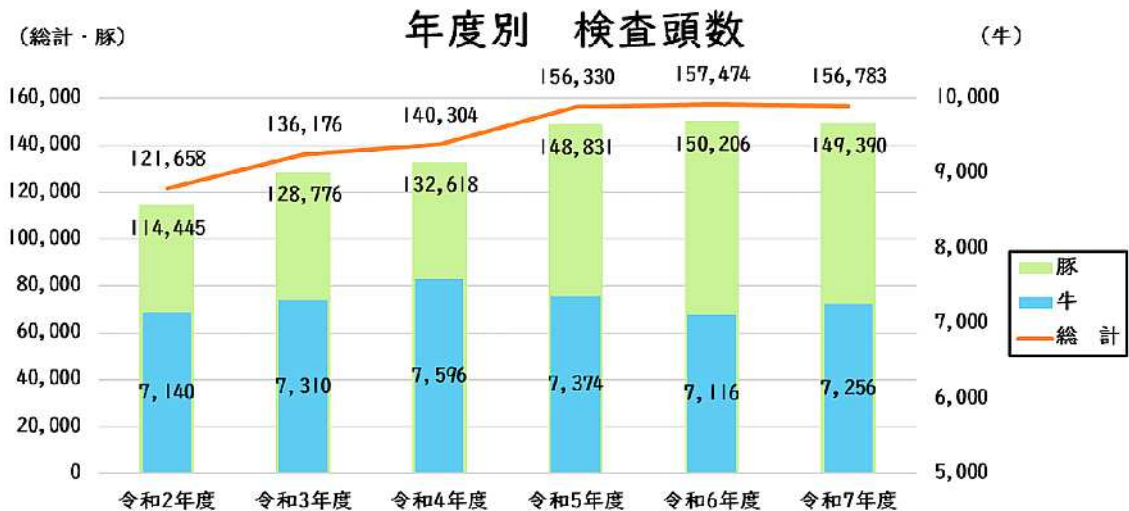
#### (2) 畜種別検査頭数

牛7,256頭、豚149,390頭、めん羊・山羊137頭で、総検査頭数に占める牛、豚の割合は、牛が4.6%、豚が95.3%であった。

年度別 検査頭数 (令和2年度～令和7年度)

(単位：頭)

年 度	前年度比	総 計	牛	豚	馬	めん羊・山羊
令和2年度	+3.1%	121,658	7,140	114,445	1	72
令和3年度	+11.9%	136,176	7,310	128,776	2	88
令和4年度	+3.0%	140,304	7,596	132,618	1	89
令和5年度	+11.4%	156,330	7,374	148,831	2	123
令和6年度	+0.7%	157,474	7,116	150,206	1	151
令和7年度	-0.4%	156,783	7,256	149,390	0	137



令和7年度 月別検査頭数

(単位：頭)

月	総 計	牛	豚	馬	めん羊・山羊
4	12,310	621	11,671	0	18
5	12,228	573	11,643	0	12
6	12,698	539	12,146	0	13
7	13,745	708	13,037	0	0
8	12,400	503	11,878	0	19
9	12,749	626	12,109	0	14
10	14,517	690	13,812	0	15
11	12,904	710	12,183	0	11
12	13,936	585	13,331	0	20
1	13,194	548	12,643	0	3
2	12,529	555	11,967	0	7
3	13,573	598	12,970	0	5
計	156,783	7,256	149,390	0	137
前年度 対比(%)	99.6	102.0	99.5	0	90.7

(3) 病畜の検査状況

病畜とは、起立不能、歩行困難等の異常があるなど、何らかの疾病が疑われると獣医師や畜主が判断し、病畜と室で処理をした家畜を対象としている。

令和7年度の病畜頭数は406頭（総検査頭数の0.3%）で、その内訳は、牛406頭（牛検査頭数の5.6%）、豚2頭（豚検査頭数の0.0%）、馬0頭（馬検査頭数の0%）めん羊・山羊0頭（めん羊・山羊検査頭数の0%）であった。

（単位：頭）

年 度	病畜頭数	内 訳			
		牛	馬	豚	めん羊・山羊
令和5年度	566	554	1	4	7
令和6年度	426	423	1	0	2
令和7年度	406	404	0	2	0

2 検査結果に基づく行政措置

とさつ禁止及び全部廃棄を行った総頭数は658頭（牛130頭、豚528頭）で、前年度に比べ175頭減少（牛31頭、豚144頭減少）した。

(1) 令和7年度 とさつ禁止措置の状況

（単位：頭）

とさつ禁止頭数(計19頭)	とさつ禁止措置の主な疾病
牛：9頭	牛伝染性リンパ腫(5)、尿毒症(4)
豚：10頭	膿毒症(10)

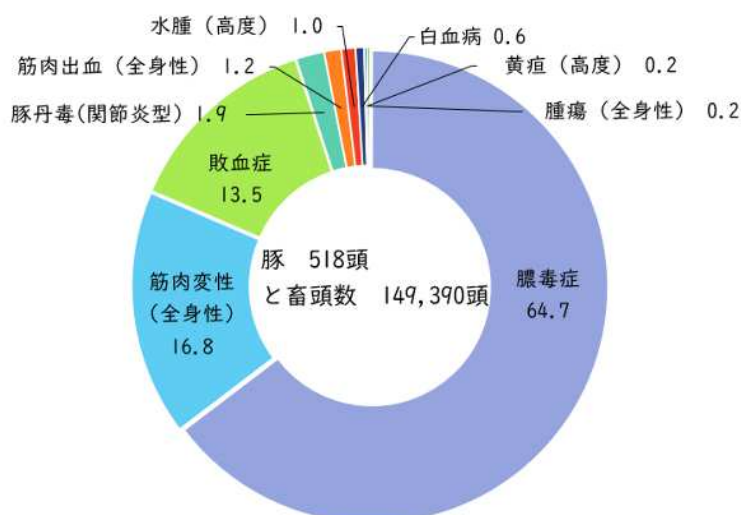
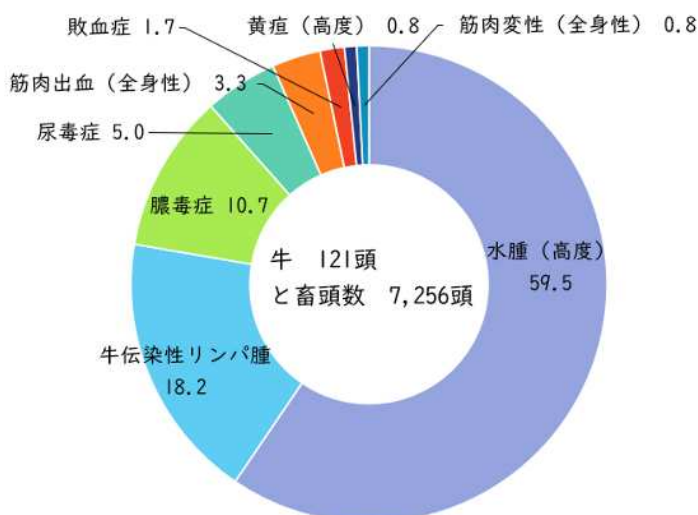
(2) 令和7年度 全部廃棄措置の状況

（単位：頭）

全部廃棄頭数(計639頭)	全部廃棄措置の主な疾病
牛：121頭	水腫(高度)(72)、牛伝染性リンパ腫(22)、膿毒症(13)、尿毒症(6)、筋肉出血(全身性)(4)、敗血症(2)、黄疸(高度)(1)、筋肉変性(全身性)(1)
豚：518頭	膿毒症(335)、筋肉変性(全身性)(87)、敗血症(70)、豚丹毒(関節炎型)(10)、筋肉出血(全身性)(6)、水腫(高度)(5)、白血病(3)、黄疸(高度)(1)、腫瘍(全身性)(1)

【牛の全部廃棄頭数 (%)】

【豚の全部廃棄頭数 (%)】



## (3)牛、豚の年度別行政措置の状況

( ) 内は検査頭数に占める%

(単位：頭)

年度	牛				豚			
	検査頭数	とさつ禁止	全部廃棄	一部廃棄	検査頭数	とさつ禁止	全部廃棄	一部廃棄
令和5	7,374	11 (0.14)	206 (2.7)	5,184 (70.3)	148,831	7 (0.004)	402 (0.27)	89,967 (60.4)
令和6	7,116	7 (0.10)	154 (2.2)	4,807 (67.6)	150,206	26 (0.017)	646 (0.43)	84,975 (56.6)
令和7	7,256	9 (0.12)	121 (1.7)	4,458 (61.4)	149,390	10 (0.007)	518 (0.35)	78,828 (52.8)

## 3 精密検査の状況

## (1)と畜検査に伴う精密検査

生体検査及び解体後検査において、肉眼所見だけで診断が困難な疾病については、微生物、病理、理化学及び血液検査を実施し疾病等の判定を行った。

(単位：件)

精密検査	検査件数	措置の内容			とさつ禁止・全部廃棄 措置の主な疾病
		とさつ禁止	全部廃棄	一部廃棄	
微生物	124	—	82	42	敗血症、豚丹毒
病理	31	—	26	5	牛伝染性リンパ腫、 全身性腫瘍、豚白血病
理化学	29	4	10	15	尿毒症、高度水腫、尿石症
血液検査	376	5	—	—	牛伝染性リンパ腫
計	560	9	118	62	

## (2)食肉の食中毒菌等検査

HACCP システムを遵守しているかを評価・検証することを目的として、輸出食肉認定施設における検査実施要領に基づき、牛枝肉の STEC(腸管出血性大腸菌 026, 045, 0103, 0111, 0121, 0145, 0157) 検査およびサルモネラ検査を 164 検体実施した結果、STEC 及びサルモネラ菌は全て未検出であった。

(単位：件)

検査項目	検体数(検出数)
STEC	24 (0)
サルモネラ	140 (0)
合計	164 (0)

## (3)食肉中の残留動物用医薬品検査

とさつ・解体された牛、豚、馬、めん羊・山羊の残留抗菌性物質の検査を 293 検体実施した結果、検査項目について違反したものはなかった。

(単位：頭)

検査内容	牛	豚	馬	めん羊・山羊	総計
簡易検査	292	1	0	0	293

#### 4 牛海綿状脳症（BSE）検査の状況

BSE 検査は、平成 13 年 10 月 18 日から県内でと畜処理されるすべての牛について実施してきたが、改正省令により、平成 25 年 7 月 1 日からは検査対象月齢を 48 ヶ月齢超の牛へと引き上げ、さらに平成 29 年 4 月 1 日には健康と畜牛の検査を廃止した。現在では、生体検査において異常行動又は神経症状を呈する牛のみを検査対象としている。

令和 3 年度以降の検査頭数は 0 頭で推移している。

年度別 BSE スクリーニング検査状況

(単位：頭)

年度	検査頭数	内 訳	
		(株)大分県畜産公社	大分県農協食肉センター
平成 13	3,715	3,231	484
14	10,145	8,832	1,313
15	10,105	8,838	1,267
16	10,015	8,844	1,171
17	9,971	8,892	1,079
18	8,654	7,609	1,045
19	8,336	7,482	854
20	10,101	9,264	837
21	9,388	8,681	707
22	8,454	8,454	平成 21 年度に廃止
23	7,277	7,277	—
24	6,474	6,474	—
25	2,236	2,236	—
26	737	737	—
27	975	975	—
28	1,014	1,014	—
29	166	166	—
30	21	21	—
令和元	7	7	—
2	2	2	—
3～7	0	0	—
計	107,793	99,036	8,757

#### 5 講習会等実施状況

令和 7 年度は、(株)大分県畜産公社の職員に対し、対米認定に基づく衛生基準を遵守できるように衛生講習会を開催した。また、視察者や獣医師のインターシップ等で研修や説明を行った。

講習会等名称	回数	参加人数	対象者
衛生講習会	14	89	(株)大分県畜産公社職員
視察者、公社見学者への説明	3	4	
獣医師インターシップ	8	15	
合計	25	108	

## 6 令和7年度「と畜検査データ等の有効利用」の概要

### (1) と畜検査情報管理システム

食肉衛生検査所で行う「と畜検査」の情報を専用の端末から入力し、検査情報を管理するシステムであり、業務の効率化と疾病情報のデータ化を実施している。

#### ア と畜検査業務の効率化

- と畜検査における疾病情報の正確な入力
- と畜現場における検査員間の迅速な疾病情報の共有
- と畜検査結果等の通知書作成における事務作業量の低減

#### イ 疾病情報のデータ化

- 検査データを生産者別に集計可能
- 多年度の過去データが利用でき、長期的な疾病発生率の把握が可能

### (2) と畜検査情報管理システムを利用したフィードバック事業

#### ア 豚検査データおよび格付データのフィードバック

農場における生産性向上及び疾病対策を目的として、疾病発生状況を月毎にグラフを作成して見える化したデータを提供している。

〔提供先〕

- ・県内4家畜保健衛生所（フィードバック希望生産者22戸）
- ・農林水産研究指導センター畜産研究部
- ・フィードバック希望生産者：14戸

#### イ 牛検査データおよび格付データのフィードバック

大分県産牛の安全性及び品質向上を目的として、牛の疾病データに加えて格付データを提供している。

〔提供先〕

- ・県内3家畜保健衛生所（フィードバック希望生産者34戸）
- ・北部振興局（フィードバック希望生産者2戸）
- ・農林水産研究指導センター畜産研究部
- ・全国農業協同組合大分県本部
- ・フィードバック希望生産者：5戸
- ・診療獣医師3名（対象農家7戸）

#### ウ フィードバック連絡会議

畜産振興課及び各家畜保健衛生所と会議を開催し、データの活用方法等について協議を実施した。

## 7 食肉等の輸出証明書発行状況

### (1) 食肉

㈱大分県畜産公社は、平成25年2月にタイ向け輸出牛肉取扱施設の認定、同3月にマカオ向け輸出牛肉取扱施設の選定、平成26年3月にベトナム向け輸出食肉取扱施設に登録された。

また、平成28年7月には、新と畜場が完成し、10月にマカオ、11月にタイ、平成29年1月にベトナム及びミャンマー、9月に台湾、平成31年4月にアメリカ（※）、カナダ、香港、オーストラリア、令和元年10月にシンガポール、令和2年10月にフィリピン、令和6年3月にメキシコの認定を受け（※併せてニュージーランド向け輸出要件を満たす）、これまでにアメリカ、香港、オーストラリア、タイ、マカオ、台湾、シンガポール、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、カナダに対し輸出を行った。

輸出にあたって「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続き規定」に基づき当所が衛生証明書の発行を行っており、輸出量の増加に伴い証明書の発行件数も伸びている。そのため、証明書の発行の電子化により迅速化を進めている。

(2) 副生物

株大分県畜産公社は、昭和55年4月に大分県知事から「対香港輸出と畜場(豚のみ)」に選定され、新と畜場についても、引き続き選定されており、香港向けに豚の胃、尾、耳、足の輸出、また令和2年度からマカオに足の輸出を行っている。

輸出にあたって「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続き規定」に基づき当所が衛生証明書の発行を行っている。

各国認定状況（新工場）

認定日	認定国
平成28年7月	新と畜場完成
平成28年10月	マカオ向け輸出牛肉取扱施設の認定
平成28年11月	タイ向け輸出牛肉取扱施設の認定
平成29年1月	ベトナム向け輸出食肉取扱施設の認定 ミャンマー向け輸出牛肉取扱施設の認定
平成29年9月	台湾向け輸出牛肉取扱施設の認定
平成31年4月	アメリカ（※）、オーストラリア向け輸出食肉取扱施設の認定 カナダ、香港向け輸出牛肉取扱施設の認定
令和元年10月	シンガポール向け輸出食肉取扱施設の認定
令和2年10月	フィリピン向け輸出牛肉取扱施設の認定
令和6年3月	メキシコ向け輸出牛肉取扱施設の認定
令和7年4月	EU向け輸出牛肉取扱施設の認定

※併せてニュージーランド向け輸出牛肉取扱施設の要件を満たす

輸出証明書発行状況（牛肉）

年度	輸出先	米国	香港	豪州	タイ	マカオ	台湾	シンガポール	フィリピン	ベトナム	ミャンマー	カナダ	EU	合計
		令和元	総重量(kg)	1,287	7,772	21	3,290	1,367	8,984	-	-	-	-	-
	証明件数	10	50	1	35	21	45	-	-	-	-	-	-	162
令和2	総重量(kg)	11,851	20,489	16	1,257	523	27,925	333	-	-	-	-	-	62,394
	証明件数	70	179	1	7	8	125	2	-	-	-	-	-	392
令和3	総重量(kg)	50,876	24,271	19	584	2,313	12,037	2,948	1,607	245	-	-	-	94,900
	証明件数	257	174	1	7	34	79	35	1	7	-	-	-	595
令和4	総重量(kg)	55,987	30,913	197	2,815	942	20,171	9,178	1,324	419	-	-	-	121,946
	証明件数	272	106	2	29	36	94	54	5	8	-	-	-	606
令和5	総重量(kg)	43,963	28,950	1,450	469	1,267	49,071	7,005	4,224	2,164	147	263	-	138,973
	証明件数	245	149	19	12	33	238	58	30	46	3	3	-	836
令和6	総重量(kg)	60,116	35,591	1,179	2,374	8,646	80,204	20,925	1,861	1,312	37	619	-	212,863
	証明件数	295	130	7	53	56	281	178	31	39	1	6	-	1,077
令和7	総重量(kg)	59,533	63,635	3,283	13,848	3,666	124,849	20,179	3,642	753	0	1,440	2,701	297,528
	証明件数	391	267	19	76	21	440	215	13	26	0	12	21	1,501

## 輸出証明書発行状況（豚肉・豚副生物）

令和5年9月から県内で豚熱ワクチン接種が始まり、豚肉・副生物の輸出は停止されている。

年度		豚 肉		豚副生物		合計
		マカオ	香港	マカオ	香港	
令和元	総重量 (Kg)	2,087	203	-	52,360	54,650
	証明件数	19	3	-	49	71
令和2	総重量 (Kg)	1,089	0	800	48,000	49,889
	証明件数	10	0	4	48	62
令和3	総重量 (Kg)	1,318	19	0	48,000	49,337
	証明件数	10	1	0	48	59
令和4	総重量 (Kg)	681	0	0	48,000	48,681
	証明件数	5	0	0	48	53
令和5	総重量 (Kg)	2,961	0	0	21,540	24,501
	証明件数	11	0	0	24	35
令和6	総重量 (Kg)	0	0	0	0	0
	証明件数	0	0	0	0	0
令和7	総重量 (Kg)	0	0	0	0	0
	証明件数	0	0	0	0	0

## 8 アメリカ合衆国向け輸出食肉認定に対する取組

「アメリカ合衆国向け輸出食肉の取扱要綱（以下、「取扱要綱」という。）」では、と畜場及び食肉処理場について、施設・設備等の構造・材質基準、衛生管理基準、HACCPシステムによる衛生管理実施基準等が定められ、と畜場法及び食品衛生法よりも高い水準の衛生管理が求められており、畜産公社は、取扱要綱に従って衛生管理を行っている。

アメリカ合衆国向け輸出食肉認定施設（以下、「認定施設」という。）を管轄する食肉衛生検査所では、国に指名されたと畜検査員（指名検査員）による衛生管理の検証ならびにアメリカ合衆国の基準に基づくと畜検査への対応が求められる。

### (1) 食肉衛生検査所が行う検証業務の概略

#### ア 衛生標準作業手順書（以下、手順書）の検証

##### (ア) 作業前点検

作業開始前に施設・設備及び器具等が手順書に従って適正に管理されているかを確認する。点検の結果、不備が認められた場合は、改善措置を取らせる。

##### (イ) 作業中点検

作業中に製品の取扱いや一般的な作業方法が衛生的か点検を行う。点検の結果、不備が認められた場合は、作業員または衛生管理責任者に伝え、改善措置を取らせる。

#### イ HACCP システムの検証

HACCP システムが遵守されているか検証するために、監視・記録確認で検証する。

#### ウ 一般的衛生管理に係る検証

施設周囲、給水設備、排水処理、照明及び換気、そ族・昆虫対策、作業員の衛生等、一般的衛生管理が適切に実施されているか監視・記録確認で検証する。

- エ 人道的な獣畜の取扱い及びとさつに係る検証  
生体の搬入からとさつまで、適切に水を与えているか等、獣畜が人道的に取り扱われているか、監視・記録確認で検証する。
- オ 衛生的なとさつ・解体の検証  
枝肉検査員は、全頭の枝肉について、糞便、消化管内容物及び乳房内容物に汚染されていないことを目視で確認する。
- カ サルモネラ検査  
HACCP システムが適切に実施されている事を確認するため、枝肉のサルモネラ検査を連続82日間以上（去勢／未経産牛）、1日1検体実施する。
- キ STEC(腸管出血性大腸菌 026、045、0103、0111、0121、0145、0157)検査  
施設のHACCP計画がSTECに対して十分に対応したものであることを検証するために、部分肉のSTEC検査を実施する。
- (2) 査察  
九州厚生局査察  
毎月、取扱要綱に基づき九州厚生局による定期査察が実施されている。
- (3) 指名検査員の養成研修  
指名検査員の研修参加状況については、Ⅲ 研修・調査・研究を参照。

### Ⅲ 研修・調査・研究

#### 1 職員研修等の状況

学会・大会・研修会等		場 所	出席人数
6月	食肉衛生検査研修	埼玉県	1
7月	FDSC セミナー	東京都	3
9月	対米指名検査員相互交流研修	大分県	5
10月	対米等輸出先進県施設視察	岐阜県	2
11月	対米等輸出先進県施設視察	北海道	2
12月	九州ブロック指名検査員研修会	当所(WEB)	5
1月	対米等輸出先進県施設視察	鹿児島県	3
1月	自治体職員向け食肉及び水産食品の輸出に関する研修会	東京都	1
5月～ 3月	動物愛護管理業務研修	大分市	10

#### 2 令和7年度における研究発表

No.	演 題	発 表 者
1	豚処理施設における外部検証の取り組み	上間 圭人
2	対米等輸出食肉認定施設を所管する自治体間連携の取組	亀澤 孝佑
3	輸出サルモネラ検査において発生した検査結果疑義事例について	吉田 史子
4	牛の下顎腫瘍	長野 孝奎
5	輸出食肉認定施設における衛生監視のDXと活用	亀澤 孝佑

6	食肉衛生検査所業務におけるRPA導入事例	児玉 彬
7	大分県のと畜場搬入豚におけるトキソプラズマ感染実態調査	亀澤 孝佑
8	病畜棟衛生管理改善に向けた取組み	稲本 加奈子
9	輸出食肉施設における人道的取扱い向上に向けた取組み	角谷 玲雄

発表した学会等の名称

No. 1～2 獣医学術九州地区学会

No. 3～9 食品衛生監視員・と畜食鳥検査員、狂犬病予防員研究発表会

## IV 参考資料

### 1 県内のと畜場

と畜場名	区分	と畜場番号	開始年月日	処理能力/日頭		検査機関
				大動物	小動物	
(大分県食肉流通センター)	(一般)		(S53.4.1)			大分県食肉衛生検査所
(株)大分県畜産公社	一般	17	S59.4.1 (旧施設) H28.8.22 (新施設)	60	560	

#### 【県内と畜場所在地】

(株)大分県畜産公社は、大分県豊後大野市犬飼町に所在する。



## 2 株式会社 大分県畜産公社の概要



- (1)敷地面積 45,278m<sup>2</sup>
- (2)建物 12,807m<sup>2</sup>  
 本館棟（鉄骨コンクリート4階建）11,083m<sup>2</sup>  
 （牛施設5,441m<sup>2</sup> 豚施設3,982m<sup>2</sup> 厚生施設1,660m<sup>2</sup>）  
 病畜棟514m<sup>2</sup>  
 第2事務棟208m<sup>2</sup>  
 守衛棟36m<sup>2</sup>  
 汚水処理棟966m<sup>2</sup>
- (3)処理能力（豚換算800頭/日）  
 と畜：（牛：60頭/日 豚：560頭/日）  
 カット：（牛：40頭/日 豚：450頭/日）
- (4)保管能力  
 枝肉（牛：150頭 豚：1,120頭）  
 部分肉（牛：33t 豚：27t）
- (5)解体方式  
 オンレール方式
- (6)汚物・汚水処理  
 汚水処理施設（活性汚泥方式）1,200t/日
- (7)営業時間  
 日曜・祝祭日・年末年始の休業日を除く  
 平日：午前8時30分～午後5時まで  
 土曜日：午前8時30分～午後3時まで
- (8)受付時間  
 牛 平日：午前6時～8時30分  
 豚 平日：午前6時～11時（4月～9月）  
 午前6時～11時30分（10月～3月）  
 （但し、翌日とさつのものに限り、牛は前日の午後1時～午後8時まで受付、豚は前日の午後3時～午後8時まで受付、土曜日は除く。）

### と畜場使用料及びとさつ解体料（単位：円/頭 消費税別 令和7年10月1日現在）

種類	区分	と畜場使用料	とさつ解体料	合計
牛	時間内	4,125	9,075	13,200
	時間外	8,250	18,150	26,400
とく	時間内	3,135	5,445	8,580
	時間外	6,270	10,890	17,160
馬	時間内	4,950	11,550	16,500
	時間外	9,900	23,100	33,000
大豚	時間内	1,166	2,398	3,564
	時間外	2,332	4,785	7,117
豚	時間内	1,001	1,419	2,420
	時間外	2,013	2,827	4,840
めん羊 山羊	時間内	1,650	3,300	4,950
	時間外	3,300	6,600	9,900

- 【備考】(1)病畜棟使用の場合は、時間内と畜場使用料＋とさつ解体料の50%増し（10円未満四捨五入）  
 (2)とさつ解体料は、内臓洗料を含む。  
 (3)特殊料金、種雄牛、種雄馬のと畜場使用料＋とさつ解体料は種雄牛12,000円、種雄馬15,000円  
 (4)「とく」とは、生体150kg未満とする。  
 (5)「大豚」とは、枝肉93.1kg以上とする。  
 (6)令和7年10月1日以降、と畜場使用料及びとさつ解体料を全部改訂

### 3 大分県内家畜飼養戸数及び飼養頭数の推移

年 度	乳用牛		肉用牛		豚	
	飼養戸数	飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数
昭和 55	690	16,300	12,000	66,000	1,130	165,000
60	590	18,000	9,770	78,000	730	176,000
平成 2	520	19,400	7,280	68,100	420	179,200
7	420	18,900	5,400	72,100	210	145,500
12	350	16,700	3,620	64,000	130	134,000
17	279	18,400	2,580	66,100	98	144,600
22	206	15,200	1,990	65,500	81	155,700
24	182	14,900	1,730	58,400	72	154,900
25	172	14,700	1,590	52,700	69	153,600
26	156	14,100	1,450	51,300	60	145,300
27	145	13,600	1,360	48,700	58	143,000
28	143	12,900	1,340	47,900	50	136,300
29	139	12,300	1,340	47,300	50	134,700
30	126	12,600	1,210	48,900	47	137,600
令和 元	123	12,000	1,190	46,900	47	132,300
2	109	12,300	1,120	51,200	47	132,300
3	103	12,100	1,080	51,100	39	148,000
4	98	12,500	1,050	51,500	38	136,900
5	98	13,300	1,000	52,800	40	149,700
6	94	12,300	964	54,500	37	153,200
7	94	11,900	897	49,800	37	153,200

出典：大分の畜産 2025 (令和7年度版)

## 令和8年度 事業概要

編集・発行者 大分県食肉衛生検査所

〒879-7305 大分県豊後大野市犬飼町田原 1580-40  
電話：(097)578-1011 FAX：(097)578-1012  
E-mail：a13201@pref.oita.lg.jp  
HP：http://www.pref.oita.jp/soshiki/13201/